

平成 26 年

奈良市議会 9 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 28 号	平成 25 年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断 比率の報告について……………	1
〃 第 29 号	平成 25 年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不 足比率の報告について……………	2
〃 第 30 号	平成 25 年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	(別冊)
〃 第 31 号	平成 25 年度奈良市下水道事業費特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 32 号	平成 25 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 33 号	平成 25 年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 34 号	平成 25 年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 35 号	平成 25 年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 36 号	平成 25 年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 37 号	平成 25 年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	(別冊)
〃 第 38 号	平成 25 年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	(別冊)
〃 第 39 号	平成 25 年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 40 号	平成 25 年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 41 号	平成 25 年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	(別冊)

奈良市報告第 42 号	平成 25 年度奈良市病院事業会計決算の認定について…………… (別冊)	
〃 第 43 号	平成 25 年度奈良市水道事業会計決算の認定について…………… (別冊)	
〃 第 44 号	平成 25 年度奈良市都祁水道事業会計決算の認定について…………… (別冊)	
〃 第 45 号	平成 25 年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計決算の認定について…………… (別冊)	
〃 第 46 号	奈良市第 4 次総合計画の基本計画に係る実施状況 (平成 23 年度～平成 25 年度) 及び実施計画 (平成 26 年度～平成 27 年度) の報告について……………	3
〃 第 47 号	市長専決処分の報告について……………	4
〃 第 48 号	市長専決処分の報告について……………	8
〃 第 49 号	市長専決処分の報告について……………	10
〃 第 50 号	市長専決処分の報告について……………	12
〃 第 51 号	市長専決処分の報告について……………	14
〃 第 52 号	市長専決処分の報告について……………	16
〃 第 53 号	市長専決処分の報告について……………	18
奈良市議案第 85 号	平成 26 年度奈良市一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	20
〃 第 86 号	平成 26 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	25
〃 第 87 号	平成 26 年度奈良市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	27
〃 第 88 号	平成 26 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特 別会計補正予算 (第 1 号) ……………	29
〃 第 89 号	平成 26 年度奈良市都祁水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	85
〃 第 90 号	奈良市子ども・子育て会議条例の一部改正について……………	93
〃 第 91 号	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について……………	95

奈良市議案第 92 号	奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	98
〃 第 93 号	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	111
〃 第 94 号	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について……………	133
〃 第 95 号	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について……………	158
〃 第 96 号	奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例の一部改正について……………	159
〃 第 97 号	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について……………	160
〃 第 98 号	奈良市老人憩の家条例の一部改正について……………	161
〃 第 99 号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について……………	162
〃 第 100 号	奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設条例の一部改正について……………	163
〃 第 101 号	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	165
〃 第 102 号	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	168
〃 第 103 号	平成 25 年度奈良市病院事業会計資本剰余金の処分について……………	169
〃 第 104 号	平成 25 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	170
〃 第 105 号	財産の取得について……………	171
〃 第 106 号	工事請負契約の締結について……………	172
〃 第 107 号	工事請負契約の締結について……………	178
〃 第 108 号	工事請負契約の締結について……………	183
〃 第 109 号	和解について……………	189
〃 第 110 号	町の区域の変更について……………	190

奈良市議案第 1 1 1 号	町の区域の変更について……………	193
〃 第 1 1 2 号	町の区域の変更について……………	196
〃 第 1 1 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	199
奈良市諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	200
〃 第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	202
〃 第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	204
〃 第 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	206
〃 第 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	208
〃 第 1 0 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	210

平成25年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

比 率 名	平成25年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率(3か年平均)	13.4	25.0
将来負担比率	188.1	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

平成25年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

(単位：%)

会計の名称		平成25年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	—	20.0
	都祁水道事業会計	—	
	月ヶ瀬簡易水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	
法非適用	下水道事業費特別会計	10.7	
	針テラス事業特別会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がない場合、「—」と記載している。

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成23年度～平成25年度）及び実施計画（平成26年度～平成27年度）の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成23年度～平成25年度）及び実施計画（平成26年度～平成27年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条第1項及び第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市第4次総合計画【前期基本計画】実施状況（平成23年度～平成25年度）及び実施計画（平成26年度～平成27年度）（別冊）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成26年7月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅等を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第30条第2項、第38条第3項及び第4項、奈良市改良住宅条例第5条で準用する奈良市営住宅条例第38条第3項並びに奈良市コミュニティ住宅条例第6条で準用する奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれらに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別表

番号	住所	氏名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	高額所得者
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年6月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年5月5日午後4時頃、奈良市百楽園二丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 77,312円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年7月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年12月29日午前8時15分頃、奈良市富雄元町一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方所有のごみ集積場フェンスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 117,600円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年7月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年2月20日午前8時30分頃、奈良市西登美ヶ丘七丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方所有のごみ収集ボックスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 57,750円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年7月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年5月2日午後1時頃、奈良市西大寺新田町地内において発生した、本市の公用車がフェンスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 204,120円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年7月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年4月3日午前9時30分頃、奈良市西大寺国見町一丁目地内において発生した、本市の公用車がごみ置き場の屋根に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 91,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年8月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年7月17日午前9時40分頃、奈良市八条五丁目地内の駐車場において発生した、本市の公用車と相手方の普通自動車が接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 291,373円

平成 26 年度奈良市一般会計 補正予算（第 2 号）

平成 26 年度奈良市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 794,666 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 126,857,293 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 26 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 分担金及び金 負 担		1,574,993 ^{千円}	6,512 ^{千円}	1,581,505 ^{千円}
	1. 分 担 金	3,620	6,512	10,132
15. 国庫支出金		22,798,429	97,435	22,895,864
	2. 国庫補助金	2,832,139	58,687	2,890,826
	3. 国庫委託金	122,227	2,268	124,495
	4. 国庫交付金	1,730,871	36,480	1,767,351
16. 県支出金		6,156,035	29,417	6,185,452
	2. 県補助金	1,454,215	29,417	1,483,632
18. 寄 附 金		6,500	1,000	7,500
	1. 寄 附 金	6,500	1,000	7,500
19. 繰 入 金		285,470	40,500	325,970
	1. 基金繰入金	285,470	40,500	325,970
20. 繰 越 金		50,000	419,102	469,102
	1. 繰 越 金	50,000	419,102	469,102
21. 諸 収 入		3,310,676	300	3,310,976
	4. 雑 入	1,766,882	300	1,767,182
22. 市 債		14,616,400	200,400	14,816,800
	1. 市 債	14,616,400	200,400	14,816,800
歳 入 合 計		126,062,627	794,666	126,857,293

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		14,285,863 ^{千円}	106,103 ^{千円}	14,391,966 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	11,128,689	△ 77,620	11,051,069
	2. 企 画 費	1,489,572	41,723	1,531,295
	3. 徴 税 費	1,034,315	118,000	1,152,315
	4. 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 費	400,629	24,000	424,629
3. 民 生 費		53,241,536	408,268	53,649,804
	1. 社 会 福 祉 費	23,600,751	164,927	23,765,678
	2. 児 童 福 祉 費	16,557,355	32,743	16,590,098
	3. 生 活 保 護 費	13,020,004	208,330	13,228,334
	4. 国 民 年 金 費 事 務 費	63,426	2,268	65,694
4. 衛 生 費		10,713,620	121,662	10,835,282
	1. 保 健 衛 生 費	1,887,217	81,000	1,968,217
	2. 保 健 所 費	1,788,905	12,662	1,801,567
	3. 清 掃 費	5,692,256	28,000	5,720,256
6. 農 林 水 産 業 費		537,788	38,533	576,321
	1. 農 林 費	537,788	38,533	576,321
8. 観 光 費		938,715	25,000	963,715
	1. 観 光 費	938,715	25,000	963,715
9. 土 木 費		9,128,344	49,000	9,177,344
	2. 道 路 橋 梁 費	2,249,627	22,000	2,271,627
	3. 河 川 費	288,509	9,000	297,509
	4. 都 市 計 画 費	3,869,752	18,000	3,887,752

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 教 育 費		千円 12,625,673	千円 9,600	千円 12,635,273
	1. 教 育 総 務 費	2,792,041	6,600	2,798,641
	5. 幼 稚 園 費	1,078,313	3,000	1,081,313
12. 災 害 復 旧 費		69,000	36,500	105,500
	1. 農林水産業施設 災 害 復 旧 費	7,000	36,500	43,500
歳 出 合 計		126,062,627	794,666	126,857,293

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
奈良市・生駒市高機能消防指令センター 保 守 業 務 委 託	平成26年度から 平成37年度まで	千円 450,000

2. 変更分

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
デジタル移動系防災行政 無 線 整 備 事 業	平成26年度から 平成27年度まで	千円 276,080	平成26年度から 平成27年度まで	千円 394,400

3. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市鶴舞 老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	552,200 ^{千円}	493,100 ^{千円}
清掃施設整備事業	218,500	241,700
土地基盤整備事業	53,900	68,700
道 路 事 業	1,018,000	1,028,000
災 害 復 旧 事 業	45,500	56,100
臨 時 財 政 対 策	6,800,000	7,000,900
計	14,616,400	14,816,800

平成 26 年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 349,831 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,849,831 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 繰 入 金		2,536,914 ^{千円}	336,134 ^{千円}	2,873,048 ^{千円}
	2. 基 金 繰 入 金	190,000	336,134	526,134
10. 繰 越 金		－	13,697	13,697
	1. 繰 越 金	－	13,697	13,697
歳 入 合 計		37,500,000	349,831	37,849,831

(注) 「第10款 諸収入」を「第11款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 諸 支 出 金		45,800 ^{千円}	349,831 ^{千円}	395,631 ^{千円}
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	41,000	349,831	390,831
歳 出 合 計		37,500,000	349,831	37,849,831

平成 26 年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 44,891 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,247,891 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7.繰越金		千円 －	千円 44,891	千円 44,891
	1.繰越金	－	44,891	44,891
歳入合計		26,203,000	44,891	26,247,891

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5.諸支出金		千円 10,000	千円 44,891	千円 54,891
	1.償還金及び 還付加算金	10,000	44,891	54,891
歳出合計		26,203,000	44,891	26,247,891

平成 26 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金
貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰 入 金		1,041 ^{千円}	450 ^{千円}	1,491 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	1,041	450	1,491
2. 繰 越 金		816	1,050	1,866
	1. 繰 越 金	816	1,050	1,866
歳 入 合 計		31,000	1,500	32,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		31,000 ^{千円}	1,500 ^{千円}	32,500 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	1,315	450	1,765
	2. 貸 付 金	29,685	1,050	30,735
歳 出 合 計		31,000	1,500	32,500

1. 一般會計

(1) 一般會計歲入歲出補正予算事項別明細書(第2号)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	1,574,993	6,512	1,581,505
15 国庫支出金	22,798,429	97,435	22,895,864
16 県支出金	6,156,035	29,417	6,185,452
18 寄附金	6,500	1,000	7,500
19 繰入金	285,470	40,500	325,970
20 繰越金	50,000	419,102	469,102
21 諸収入	3,310,676	300	3,310,976
22 市債	14,616,400	200,400	14,816,800
歳入合計	126,062,627	794,666	126,857,293

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
2 総務費	14,285,863	106,103	14,391,966	△8,166	△59,100		22,500	150,869
3 民生費	53,241,536	408,268	53,649,804	91,068				317,200
4 衛生費	10,713,620	121,662	10,835,282		23,200		300	98,162
6 農林水産業費	537,788	38,533	576,321	23,693	14,800			40
8 観光費	938,715	25,000	963,715					25,000
9 土木費	9,128,344	49,000	9,177,344		10,000		18,000	21,000
11 教育費	12,625,673	9,600	12,635,273	1,000			1,000	7,600
12 災害復旧費	69,000	36,500	105,500	19,257	10,600		6,512	131
歳出合計	126,062,627	794,666	126,857,293	126,852	△500		48,312	620,002
一般財源内訳 繰越金 市債 (臨時財政対策債) 419,102 200,900								

2. 歳入

第13款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
2 災害復旧費分担金	250	6,512	6,762	1 農林業用施設 災害復旧事業 費分担金	6,512	農林業用施設災害復旧事業費分担金 農地災害復旧事業費分担金	1,312 5,200
計	3,620	6,512	10,132				

第13款 分担金及び負担金

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	41,467	50,994	92,461	2 情報管理費補助金	34,633	社会保障・税番号制度補助金
				5 防災対策費補助金	16,361	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金
4 農林水産業費国庫補助金	—	6,693	6,693	1 農業振興費補助金	6,693	学校給食地場食材利用拡大モデル事業費補助金
6 教育費国庫補助金	350,386	1,000	351,386	4 幼稚園費補助金	1,000	幼稚園就園奨励費補助金
計	2,832,139	58,687	2,890,826			

第15款 国庫支出金

第 15 款 国庫支出金

第 3 項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
2 民生費国庫委託金	78,674	2,268	80,942	3 国民年金事務取扱費委託金	2,268	国民年金事務取扱費委託金	
計	122,227	2,268	124,495				

第15款 国庫支出金

第 15 款 国庫支出金

第 4 項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫交付金	199,520	△ 59,160	140,360	2 防災対策費交付金	△ 59,160	社会資本整備総合交付金
2 民生費国庫交付金	19,882	80,800	100,682	1 地域少子化対策強化交付金	2,200	地域少子化対策強化交付金
				2 高齢者福祉施設整備事業費交付金	78,600	老人福祉施設等施設整備費交付金
4 農林水産業費国庫交付金	—	14,840	14,840	1 農業振興費交付金	14,840	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
計	1,730,871	36,480	1,767,351			

第15款 国庫支出金

第 16 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	1, 170, 678	8, 000	1, 178, 678	2 障害者福祉費補助金	2, 000	精神障害者医療助成事業費補助金	
				9 生活保護総務費補助金	6, 000	生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業費補助金	
5 農林水産業費県補助金	95, 647	2, 160	97, 807	1 農業委員会費補助金	2, 160	機構集積支援事業補助金	
9 災害復旧費県補助金	1, 262	19, 257	20, 519	1 農林業用施設災害復旧事業費補助金	19, 257	農林業施設災害復旧事業費補助金 農地災害復旧事業費補助金	6, 628 12, 629
計	1, 454, 215	29, 417	1, 483, 632				

第16款 県支出金

第 18 款 寄附金

第 1 項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 教育費寄附金	—	1,000	1,000	1 学校教育事業費寄附金	1,000	学校教育事業費寄附金
計	6,500	1,000	7,500			

第18款 寄附金

第 19 款 繰入金

第 1 項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
2 地元公共事業基金繰入金	27,911	22,500	50,411	1 地元公共事業基金繰入金	22,500	地元公共事業基金繰入金	
4 町並み保存整備事業基金繰入金	64,750	18,000	82,750	1 町並み保存整備事業基金繰入金	18,000	町並み保存整備事業基金繰入金	
計	285,470	40,500	325,970				

第19款 繰入金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	50,000	419,102	469,102	1 繰越金	419,102	歳計剰余繰越金
計	50,000	419,102	469,102			

第20款 繰越金

第 21 款 諸収入

第 4 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
2 雑入	1,766,716	300	1,767,016	4 衛生費雑入	300	予防接種実費徴収金	
計	1,766,882	300	1,767,182				

第21款 諸収入

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	697,700	△ 59,100	638,600	1 庁舎等施設整備事業債	△ 59,100	防災行政無線施設整備事業債
3 衛生債	247,500	23,200	270,700	2 清掃施設整備事業債	23,200	ごみ処理施設整備事業債
4 農林水産業債	53,900	14,800	68,700	1 土地基盤整備事業債	14,800	農業施設整備事業債
6 土木債	1,859,600	10,000	1,869,600	1 道路事業債	10,000	道路橋梁新設改良事業債
9 災害復旧債	45,500	10,600	56,100	1 災害復旧事業債	10,600	農林業用施設災害復旧事業債
11 臨時財政対策債	6,800,000	200,900	7,000,900	1 臨時財政対策債	200,900	臨時財政対策債
計	14,616,400	200,400	14,816,800			

第22款 市債

3. 歳出

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 財産区有財産 管理費	35,830	22,500	58,330	特定財源 (内訳) 繰入金 22,500	19 負担金補助及 び交付金	22,500	地元還元事業経費
12 情報管理費	740,777	15,000	755,777	特定財源 (内訳) 国庫支出金 3,000 一般財源 12,000	13 委託料	15,000	情報化推進事業経費
17 男女共同参画 施策推進費	15,681	3,200	18,881	一般財源 3,200	4 共済費 7 賃金 11 需用費 15 工事請負費 19 負担金補助及 び交付金	252 1,686 259 1,000 3	女性問題啓発経費

第2款 総務費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
18 庁舎等施設整備事業費	743,819	△118,320	625,499	特定財源 △118,260 (内訳) 国庫支出金 △59,160 市債 △59,100 一般財源 △60	15 工事請負費	△118,320	防災行政無線通信設備整備事業
計	11,128,689	△77,620	11,051,069	特定財源 △92,760 一般財源 15,140			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 企画総務費	121,849	9,000	130,849	一般財源 9,000	8 報償費	100	定住促進経費
					13 委託料	8,900	
4 防災対策費	28,987	32,723	61,710	特定財源 16,361 (内訳) 国庫支出金 16,361 一般財源 16,362	13 委託料	32,723	防災対策経費
計	1,489,572	41,723	1,531,295	特定財源 16,361 一般財源 25,362			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 賦課徴収費	360,259	118,000	478,259	特定財源 13,333 (内訳) 国庫支出金 13,333 一般財源 104,667	13 委託料 23 償還金利子及び割引料	28,000 90,000	賦課事務経費 28,000 自主納税促進経費 90,000
計	1,034,315	118,000	1,152,315	特定財源 13,333 一般財源 104,667			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	400,629	24,000	424,629	特定財源 (内訳) 国庫支出金 18,300 一般財源 5,700	13 委託料	24,000	戸籍住民基本台帳事務経費
計	400,629	24,000	424,629	特定財源 18,300 一般財源 5,700			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	3,086,529	86,327	3,172,856	特定財源 2,000 (内訳) 県支出金 2,000	13 委託料 23 償還金利子及び割引料	4,000 82,327	社会福祉事務経費
10 高齢者福祉施設整備事業費	628,315	78,600	706,915	一般財源 84,327 特定財源 78,600 (内訳) 国庫支出金 78,600	19 負担金補助及び交付金	78,600	老人福祉施設等整備費補助事業
計	23,600,751	164,927	23,765,678	特定財源 80,600 一般財源 84,327			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,126,353	24,293	1,150,646	2,200 特定財源	13 委託料	2,200	児童福祉事務経費 22,093
				(内訳) 国庫支出金	23 償還金利子及び割引料	22,093	少子化対策推進事業経費 2,200
				2,200			
				22,093 一般財源			
7 学童保育費	509,745	8,000	517,745	8,000 一般財源	7 賃金	7,128	学童保育経費
					11 需用費	872	
9 母子父子寡婦福祉資金貸付金会計繰出金	1,041	450	1,491	450 一般財源	28 繰出金	450	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出経費
計	16,557,355	32,743	16,590,098	特定財源 2,200 一般財源 30,543			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	640,004	208,330	848,334	特定財源 6,000	11 需用費	924	セーフティネット支援対策等事業 経費 202,330 生活困窮者就労促進事業経費 6,000
				(内訳) 県支出金 6,000	13 委託料	5,076	
					23 償還金利子及び割引料	202,330	
				一般財源 202,330			
計	13,020,004	208,330	13,228,334	特定財源 6,000 一般財源 202,330			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	63,426	2,268	65,694	特定財源 (内訳) 国庫支出金 2,268	13 委託料	2,268	国民年金事務経費
計	63,426	2,268	65,694	特定財源 一般財源 0			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 予防費	721,479	76,000	797,479	300 特定財源	11 需用費	141	予防接種経費
				(内訳) 諸収入	12 役務費	609	
				300	13 委託料	75,250	
6 保健衛生施設 整備事業費	86,000	5,000	91,000	75,700 一般財源	15 工事請負費	5,000	保健衛生施設整備事業
計	1,887,217	81,000	1,968,217	300 特定財源 80,700 一般財源			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	833,223	12,662	845,885	一般財源 12,662	23 償還金利子及び割引料	12,662	保健所事務経費
計	1,788,905	12,662	1,801,567	特定財源 一般財源 0 12,662			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 清掃施設整備 事業費	255,610	28,000	283,610	特定財源 (内訳) 市債 一般財源	13 委託料	8,000	清掃施設整備事業
					15 工事請負費	20,000	
計	5,692,256	28,000	5,720,256	特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	90,932	2,160	93,092	特定財源 (内訳) 県支出金 2,160	13 委託料	2,160	機構集積支援事業事務経費
3 農業振興費	152,593	36,373	188,966	特定財源 (内訳) 国庫支出金 21,533 市債 14,800 一般財源 40	8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 15 工事請負費 16 原材料費	1,075 375 600 685 3,327 131 29,680 500	農業振興調査経費
計	537,788	38,533	576,321	特定財源 一般財源 38,493 40			

第6款 農林水産業費

第 8 款 観光費

第 1 項 観光費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 観光施設整備 事業費	87,000	25,000	112,000	一般財源 25,000	13 委託料	25,000	観光施設整備事業
計	938,715	25,000	963,715	特定財源 0 一般財源 25,000			

第8款 観光費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	738,627	10,000	748,627	特定財源 (内訳) 市債 10,000	13 委託料	10,000	街路灯管理経費
2 道路橋梁維持費	592,000	12,000	604,000	一般財源	11 需用費	2,700	道路橋梁維持補修経費
					13 委託料	2,000	
					15 工事請負費	7,300	
計	2,249,627	22,000	2,271,627	特定財源 一般財源 10,000 12,000			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 河川堤防維持費	84,366	9,000	93,366	一般財源 9,000	15 工事請負費	9,000	河川維持補修経費
計	288,509	9,000	297,509	特定財源 0 一般財源 9,000			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
3 景観まちづくり推進費	30,577	18,000	48,577	特定財源 (内訳) 繰入金 18,000	19 負担金補助及び交付金	18,000	都市景観形成地区保存整備事業経費
計	3,869,752	18,000	3,887,752	特定財源 一般財源 18,000 0			

第9款 土木費

第 11 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	1, 277, 957	6, 600	1, 284, 557	特定財源 (内訳) 寄附金 一般財源	11 需用費	2, 229	学校規模適正化推進経費
					12 役務費	2, 050	5, 600
					13 委託料	426	教育振興基金経費
					14 使用料及び賃借料	195	1, 000
					18 備品購入費	700	
					25 積立金	1, 000	
計	2, 792, 041	6, 600	2, 798, 641	特定財源 一般財源			

第11款 教育費

第 11 款 教育費

第 5 項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	937,850	3,000	940,850	特定財源 1,000 (内訳) 国庫支出金 1,000 一般財源 2,000	19 負担金補助及び交付金	3,000	幼稚園就園奨励経費
計	1,078,313	3,000	1,081,313	特定財源 1,000 一般財源 2,000			

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農林業用施設 災害復旧事業 費	7,000	36,500	43,500	特定財源 36,369 (内訳) 県支出金 19,257 市債 10,600 分担金及び負担金 6,512 一般財源 131	11 需用費	1,042	農地災害復旧事業 26,000
					15 工事請負費	35,458	農業用施設災害復旧事業 10,500
計	7,000	36,500	43,500	特定財源 36,369 一般財源 131			

第12款 災害復旧費

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 (見 込) の 支 出 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
							国 庫 支 出 金 地 方 債 そ の 他		
奈良市・生駒市高機能 消防指令センター 保守業務委託	450,000			平成26年度 から 平成37年度 まで	450,000			115,218	334,782

(2. 変更分)									
(○印は変更後の額を示す。)(単位 千円)									
事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源	源		
		期 間	金 額	期 間	金 額		国県支出金	地方債	その他
デジタル移動系防災行政 無線整備事業	○ 394,400			平成26年度 ○ から 平成27年度 まで	394,400		197,200	197,200	○
	276,080			平成26年度 から 平成27年度 まで	276,080		138,040	138,000	40

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正		前	補 正		後
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額		当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	5,499,000		111,860,893	5,487,900		111,849,793
(1) 土 木	1,810,100		38,491,933	1,820,100		38,501,933
(4) そ の 他	1,671,300		32,791,304	1,650,200		32,770,204
2. 災 害 復 旧 債	45,500		163,852	56,100		174,452
(2) そ の 他	3,600		20,663	14,200		31,263
3. そ の 他	9,071,900		99,299,757	9,272,800		99,500,657
(7) 臨 時 財 政 対 策	6,800,000		55,131,005	7,000,900		55,331,905
合 計	14,616,400		211,324,502	14,816,800		211,524,902

2. 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計

1. 総括 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

(単位：千円)

(歳 入)	款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9	繰入金	2,536,914	336,134	2,873,048
10	繰越金	—	13,697	13,697
	歳 入 合 計	37,500,000	349,831	37,849,831

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11 諸支出金	45,800	349,831	395,631				349,831
歳出合計	37,500,000	349,831	37,849,831				349,831
一般財源内訳				繰入金 336,134			
				繰越金 13,697			

2. 歳入
第9款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	190,000	336,134	526,134	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	336,134	国民健康保険財政調整基金繰入金
計	190,000	336,134	526,134			

国民健康保険特別会計

第10款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	13,697	13,697	1 繰越金	13,697	歳計剰余繰越金
計	—	13,697	13,697			

国民健康保険特別会計

3. 歳出

第 11 款 諸支出金

第 1 項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	10,000	349,831	359,831	一般財源	23 償還金利子及び割引料	349,831	国民健康保険償還金
計	41,000	349,831	390,831	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計

(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	—	44,891	44,891
歳入合計	26,203,000	44,891	26,247,891

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 諸支出金	10,000	44,891	54,891				44,891
歳出合計	26,203,000	44,891	26,247,891				44,891
				一般財源内訳 繰越金 44,891			

2. 歳入
第 7 款

繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	44,891	44,891	1 繰越金	44,891	歳計剰余繰越金
計	—	44,891	44,891			

介護保険特別会計

3. 歳出

第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	44,891	44,891	44,891	23 償還金利子及び割引料	44,891	償還金経費
計	10,000	44,891	54,891	特定財源 一般財源			

介護保険特別会計

4. 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
 (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	1,041	450	1,491
2 繰越金	816	1,050	1,866
歳入合計	31,000	1,500	32,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	31,000	1,500	32,500			1,500
歳出合計	31,000	1,500	32,500			1,500
一般財源内訳 繰入金 繰越金 450 1,050						

2. 歳入

第1款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	1,041	450	1,491	母子父子貸付金繰入金	450	母子父子貸付金繰入金	
計	1,041	450	1,491				

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

第 2 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	816	1,050	1,866	1 繰越金	1,050	歳計剰余繰越金
計	816	1,050	1,866			

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

3. 歳出

第1款

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 運用管理費	1,315	450	1,765	一般財源	13 委託料	450	母子福祉資金貸付事務経費
計	1,315	450	1,765	特定財源 一般財源		0 450	

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

第2項 貸付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 貸付金	29,685	1,050	30,735	一般財源 1,050	21 貸付金	1,050	父子福祉資金貸付金
計	29,685	1,050	30,735	特定財源 0 一般財源 1,050			

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会 計 款 性質区分	一 般 会 計									特 別 会 計			
	総 務 費	民 生 費	生 衛 生 費	農 水 産 業 費	林 業 費	観 光 費	土 木 費	教 育 費	災 害 復 旧 費	合 計	国 民 健 康 保 険	介 護 保 険	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金
維 持 補 修 費							21,000			21,000			
物 件 費	110,820	22,468	76,000	7,778			10,000	5,600		232,666			450
補 助 費 等	113,603	306,750	12,662	30,755			18,000	3,000		484,770	349,831	44,891	
投 資 的 経 費	△ 118,320	78,600	33,000			25,000			36,500	54,780			
普 通 建 設 事 業	△ 118,320	78,600	33,000			25,000				18,280			
補 助	△ 118,320	78,600								△ 39,720			
単 独			33,000			25,000				58,000			
災 害 復 旧 事 業									36,500	36,500			
単 独									36,500	36,500			
貸 付 及 び 積 立 金								1,000		1,000			1,050
繰 出 金		450								450			
計	106,103	408,268	121,662	38,533		25,000	49,000	9,600	36,500	794,666	349,831	44,891	1,500

表 記 内 の 費 修 補 持 維 及 費 件 物

附表1

(単位:千円)																			
節 會計及び款	共済費	質金	旅費	需用費	細節					役務費	細節			委託料	使用料 及び 賃借料	原料費	備品 購入費	維持 補修費	計
					消耗 品費	燃料費	印刷 製本費	光熱 水費	修繕料		通信 運搬費	手数料							
総務費	252	1,686		259	145		114							108,623					110,820
民生費		7,128		1,796		42	924	830						13,544					22,468
衛生費				141			141			609				75,250					76,000
農林水産業費				375	300		300			10	675	5,487	131			500			7,778
土木費														10,000			21,000		31,000
教育費				2,229	349		800		1,080	2,050		2,050	195				700		5,600
一般会計合計	252	8,814	375	5,025	794	42	2,279	830	1,080	2,669	675	213,330	326		500		700	21,000	253,666
母子父子寡婦 福祉資金貸付金												450							450

繰出金・その他経費の内訳表

附表2

(単位:千円)

会計及び款	節	報償費	工請	負	事費	負担補助交付	金及び金利	償還金及び引料	貸付金	積立	繰出金	計
総務	費	100		1,000		22,503	90,000					113,603
民生	費						306,750				450	307,200
衛生	費						12,662					12,662
農林水産業	費	1,075		29,680								30,755
土木	費					18,000						18,000
教育	費					3,000				1,000		4,000
一般会計	合計	1,175		30,680		43,503	409,412			1,000	450	486,220
国民健康保険							349,831					349,831
介護保険							44,891					44,891
母子父子寡婦福祉資金	貸付金								1,050			1,050

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳					概要説明
				国	県	地方債	その他	一般	
総務費			△ 118,320	△ 59,160		△ 59,100		△ 60	
	補	庁舎等施設整備事業	△ 118,320	△ 59,160		△ 59,100		△ 60	デジタル移動系防災行政無線整備
民生費			78,600	78,600				—	
	補	高齢者福祉施設整備事業	78,600	78,600				—	高齢者福祉施設整備費補助金
衛生費			33,000			23,200		9,800	
	単	保健衛生施設整備事業	5,000					5,000	東山霊苑整備
	単	清掃施設整備事業	28,000			23,200		4,800	積徳橋整備
観光費			25,000					25,000	
	単	観光施設整備事業	25,000					25,000	観光案内所整備
災害復旧費			36,500		19,257	10,600	6,512	131	
	単	農林業用施設災害復旧事業	36,500		19,257	10,600	6,512	131	農地、農業用施設
一般会計合計			54,780	19,440	19,257	△ 25,300	6,512	34,871	

平成26年度奈良市都祁水道事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度奈良市都祁水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
4. 主要な建設改良事業	－千円	11,340千円	11,340千円
（1）施設費	－千円	11,340千円	11,340千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書き中「不足する額106,290千円」を「不足する額106,330千円」に、「過年度分損益勘定留保資金22,017千円」を「過年度分損益勘定留保資金32,274千円」に、「当年度分損益勘定留保資金75,254千円」を「当年度分損益勘定留保資金65,037千円」に、収入中「第1項 他会計からの長期借入金」を「第2項 他会計からの長期借入金」に、「第2項 負担金」を「第3項 負担金」に、「第3項 分担金」を「第4項 分担金」に、支出中「第1項 固定資産取得費」を「第2項 固定資産取得費」に、「第2項 企業償還金」を「第3項 企業償還金」に、「第3項 長期割賦金」を「第4項 長期割賦金」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	158,190千円	11,300千円	169,490千円
第1項 企業債	－千円	11,300千円	11,300千円

		支	出	
第 1 款	資本的支出	264,480千円	11,340千円	275,820千円
第 1 項	施 設 費	－ 千円	11,340千円	11,340千円

(企業債)

第 4 条 予算第 9 条を第 1 0 条とし、第 5 条から第 8 条までを一条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の一条を加える。

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費に 充 当	千円 11,300	証 書 借 入	5.0 % 以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	借入先の融資条件に よる。ただし企業財 政の都合により、据 置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 低利に借り換えるこ とができる。

平成 2 6 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成26年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成26年度 奈良市都祁水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成26年度 奈良市都祁水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
4. 平成26年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成26年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 収 入			158,190	11,300	169,490	
	1. 企 業 債		－	11,300	11,300	
		1. 企 業 債	－	11,300	11,300	

（註）「第1項 他会計からの長期借入金」、「第2項 負担金」、「第3項 分担金」を「第2項 他会計からの長期借入金」、「第3項 負担金」、「第4項 分担金」に改める。

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出			264,480	11,340	275,820	
	1. 施 設 費		－	11,340	11,340	
		1. 施 設 費	－	11,340	11,340	

（註）「第1項 固定資産取得費」、「第2項 企業債償還金」、「第3項 長期割賦金」を「第2項 固定資産取得費」、「第3項 企業債償還金」、「第4項 長期割賦金」に改める。

平成２６年度奈良市都祁水道事業補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第１号）

（平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで）

（単位：千円）

１．業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 78,313
減価償却費	298,732
引当金の増減額（△は減少）	2,334
長期前受金戻入額	△ 119,150
支払利息	63,281
固定資産除却損	10
未収金の増減額（△は増加）	△ 1,300
未払金の増減額（△は減少）	16,335
前受金の増減額（△は減少）	△ 1,300
小計	180,629
利息の支払額	△ 63,281
業務活動によるキャッシュ・フロー	117,348

２．投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 10,598
負担金による収入	106,232
分担金による収入	1,512
投資活動によるキャッシュ・フロー	97,146

３．財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	11,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 221,541
長期割賦金の償還による支出	△ 41,414
他会計借入金による収入	40,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 211,655

資金増加額	2,839
資金期首残高	40,890
資金期末残高	43,729

平成26年度奈良市都祁水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成27年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		73,413	
ロ 建 物	296,396		
減価償却累計額	<u>△ 29,999</u>	266,397	
ハ 構 築 物	4,106,780		
減価償却累計額	<u>△ 856,532</u>	3,250,248	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,386,603		
減価償却累計額	<u>△ 654,185</u>	732,418	
ホ 車 両 運 搬 具	41		
減価償却累計額	<u>0</u>	<u>41</u>	
有形固定資産合計			4,322,517

(2) 無 形 固 定 資 産

イ ダ ム 使 用 権		495,448	
ロ 水 利 権		<u>103,140</u>	
無形固定資産合計			<u>598,588</u>
固定資産合計			4,921,105

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	43,729		
(2) 未 収 金	<u>4,880</u>		
流動資産合計			<u>48,609</u>
資産合計			<u><u>4,969,714</u></u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,864,625</u>		
企業債合計		<u>2,864,625</u>	
(2) 他 会 計 借 入 金		80,000	
固定負債合計			2,944,625

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 197,861

企 業 債 合 計 197,861

(2) 未 払 金 27,230

(3) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金 2,334

引 当 金 合 計 2,334

流 動 負 債 合 計 227,425

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金 3,286,842

収 益 化 累 計 額 △ 1,246,510 2,040,332

繰 延 収 益 合 計 2,040,332

負 債 合 計 5,212,382

資 本 の 部

6. 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金 4,673

資 本 金 合 計 4,673

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額 2,276

ロ 諸 補 助 金 19,875

ハ 負担金その他諸収入 6,795

資 本 剰 余 金 合 計 28,946

(2) 欠 損 金

イ 当年度未処理欠損金 276,287

欠 損 金 合 計 276,287

剰 余 金 合 計 △ 247,341

資 本 合 計 △ 242,668

負 債 資 本 合 計 4,969,714

平成26年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資 本 的 収 入				158,190	11,300	169,490	
	1. 企 業 債			－	11,300	11,300	
		1. 企 業 債		－	11,300	11,300	
			(1) 建設企業債	－	11,300	11,300	

（註）「第1項 他会計からの長期借入金」、「第2項 負担金」、「第3項 分担金」を「第2項 他会計からの長期借入金」、「第3項 負担金」、「第4項 分担金」に改める。

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資 本 的 支 出				264,480	11,340	275,820	
	1. 施 設 費			－	11,340	11,340	
		1. 施 設 費		－	11,340	11,340	
			(25) 工事請負費	－	11,340	11,340	

（註）「第1項 固定資産取得費」、「第2項 企業債償還金」、「第3項 長期割賦金」を「第2項 固定資産取得費」、「第3項 企業債償還金」、「第4項 長期割賦金」に改める。

奈良市子ども・子育て会議条例の一部改正について

奈良市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条」を加える。

第2条第1項を次のように改める。

会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

第2条第2項中「前項」を「前項第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為

に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

(提案理由)

奈良市子ども・子育て会議に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会としての機能を追加しようとするものである。

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 6 児童福祉施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第12条の2 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第14条に次の1項を加える。

- 6 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。